口

山

公公告

〇告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出

○規則

目

次

3月14日 (火曜日)

令和 5 宅地造成等規制法施行細則

題名を次のように改める。 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

(昭和四十年山口県規則第百三号)の一部を次のように改

制法施行規則」に改め、 令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則」を「)及び宅地造成及び特定盛土等規 造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、 第一条中「宅地造成等規制法(」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(」に、「宅地 「。以下「省令」という。」を削る。 「。以下「政

第二条を次のように改める。

(証明書の様式)

第二条 す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。 含む。)において準用する場合を含む。)及び法第七条第二項の規定による身分を示 法第七条第一項 (法第二十四条第二項 (法第四十八条において準用する場合を

第三条から第十四条までを削る。

を 「第4条第1項(同法第20条第3項において準用する場合を含む。)、第5条第1項 (同法第20条第3項において準用する場合を含む。)又は第18条第1項(同法第23条」 別記第二号様式から別記第十号様式までを削り、 別記第一号様式中「名地造成等規制法」を「名地造成及び特定廃土等規制法」 「第5条第1項、第6条第1項又は第24条第1項(同法第48条」に改める。 別記第一号様式を別記様式とする。

この規則は、 令和五年五月二十六日から施行する。



山口県知事 村 尚 嗣 政

名

称療

所

在

令和五年三月十四日

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県規則第六号

山口県告示第八十八号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 指定医療

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

廃 止 年 月 日

関 地

伊藤耳鼻咽喉科医院 山口県告示第八十九号 ひばり薬局 科医院 医療法人社団たかはし小児 一薬局立小路店 号 字部市東琴芝一丁目四番一七-一 山陽小野田市大字西高泊七五八の 萩市大字今魚店町三八 山口市下竪小路一〇八 山口市泉都町一〇の一五 令和五、 令和四、 令和四、 "

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助

令和五年三月十四日

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

日

ション小野田美祢エリアステー小野田美祢エリアステー 称療 宇部市大字中山一一二九の一五 萩市大字今魚店町三八 所 在 関 地 令和五、 " 指 定 年 月

ション Щ 口市深溝八〇三の一

"

11

田布施加入区

山口県告示第九十号

定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。 生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、

指

令和五年三月十四日

称療 岩国市周東町下久原一三五三 所 機 関 地 令和五、 指定

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

辞 退

年月 Ξ

日

山口県告示第九十一号

一 二、 三 二

二九

 $\overline{}$

付すべき義務は、平成三十一年三月十二日限り消滅した。 に関する告示(平成二十七年山口県告示第八十九号)に係る指定漁船を普通損害保険に 定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規

令和五年三月十四日

七

山口県知事

村

圌

嗣

政

田布施加入区

山口県告示第九十二号

に関する告示(平成三十一年山口県告示第七十一号) 付すべき義務は、令和五年三月七日限り消滅した。 定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規 に係る指定漁船を普通損害保険に

令和五年三月十四日

11

山口県知事

村

岡

嗣

政

山口県告示第九十三号

する告示(令和五年山口県告示第四十七号)の一部を次のように改正する。 競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般

令和五年三月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

教育用運転シミュレーター 一の表物品等の買入れ及び借入れの項中「集合教育用運転シミュレーター」を「集合 初動捜査支援システム」に改める。

(三九) 基本測量の実施

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、 国土交通省

令和五年三月十四日

作業の種類

基本測量(時空間変位確定測量)

作業の地域 山口県全域

作業の期間

令和五年二月一日から終了を通知するまで

作業の種類

基本測量(電子基準点測量)

作業の地域

下関市、宇部市、

口

市 作業の期間 山陽小野田市、

大島郡周防大島町、玖珂郡和木町及び熊毛郡上関町

山口市、萩市、防府市、岩国市、

長門市、柳井市、美祢市、

周南

Щ

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

作業の種類

基本測量(衛星合成開口レーダー地盤変動測量

作業の地域

作業の期間

山口県全域

令和五年四月一日から終了を通知するまで

(四〇) 公共測量の実施の終了

第二項の規定により、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 山口県知事から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知が

令和五年三月十四日

ありました。

山口県知事

村

岡

嗣

政

作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

山口県知事

村 岡

嗣 政

作業の地域

山口市及び美祢市

 \equiv 作業の期間

令和四年九月七日から令和五年二月二十八日まで

山口県教育委員会訓令第一号

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

県

立

学

校

般

令和五年三月十四日

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

Щ \Box

県

教

育

委

員

会

山口県立学校職員服務規程 (昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号)の一部を次

別記第六号様式の表中

のように改正する。

	(南) 田	(河田
・時・分)	· 平	休・時・分)
休○	分 (分)	分(分)
ー に 改 め		を

同様式の

(裏) 中